

宮崎県景観形成促進機構指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「美しいみやざきづくり」を進めるに当たり、県に代わって、あるいは県とともに良好な景観の形成を促進するため、景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項に規定する景観整備機構に準ずる機関として、景観形成促進機構（以下「機構」という。）を指定することについて必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 知事は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、機構として指定することができる。

2 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(業務)

第3条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (2) 良好な景観の形成に関する調査研究等を行うこと。
- (3) 良好な景観の形成に寄与する講習会等を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

2 機構は、その業務に係る内容に変更があったときは、その旨を知事に報告しなければならない。

(監督)

第4条 知事は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 知事は、機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第2条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(情報の提供等)

第5条 県は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。